

ウミガメ保護監視業務の報告

■ウミガメ保護監視業務について

屋久島町は、豊かな自然環境を構成する貴重な野生動物であり、学術的、文化的な価値を有するウミガメの保護を図り、資産として継承するために鹿児島県ウミガメ保護条例の趣旨に基づくウミガメ保護監視業務を実施している。

業務の期間は、産卵期の始まりである5月からふ化期の9月までで、町内の7箇所にウミガメ保護監視員を設置し、観察者に対するマナー指導や上陸産卵頭数を調査した。

平成 29 年度ウミガメ保護監視業務の実施結果

※()は昨年度の数値

砂浜	上陸回数	産卵回数	見学者数	実施機関	うち 実施日数	実施団体
前浜	637 回 (482 回)	260 回 (221 回)	74 人 (62 人)	5 月 16 日 ～8 月 13 日	70 日 (70 日)	NPO 法人 屋久島うみがめ館
いなか浜	329 回 (356 回)	206 回 (217 回)	4,815 人 (3,800 人)	5 月 16 日 ～7 月 31 日	86 日 (70 日)	永田区
一湊浜	35 回 (48 回)	11 回 (16 回)	31 人 (26 人)	5 月 16 日 ～7 月 31 日	40 日 (42 日)	一湊を語る会
田代浜	24 回 (28 回)	7 回 (2 回)	1 人 (2 人)	5 月 16 日 ～9 月 30 日	31 日 (31 日)	屋久島てくてく
中間浜	38 回 (42 回)	45 回 (16 回)	133 人 (134 人)	5 月 16 日 ～6 月 30 日	38 日 (42 日)	中間ガジュマル会
栗生浜	135 回 (88 回)	43 回 (69 回)	2,060 人 (1,416 人)	5 月 16 日 ～7 月 29 日	71 日 (70 日)	栗生区
サゴシ浜	39 回 (32 回)	16 回 (13 回)	32 人 (49 人)	5 月 16 日 ～6 月 11 日	23 日 (21 日)	栗生区
合計	1,237 回 (1,075 回)	588 回 (554 回)	7,146 人 (5,489 人)	5 月 16 日 ～8 月 31 日	349 日 (346 日)	

今シーズンの上陸産卵回数は、昨年度と比較して増加しているが、それを上回る勢いで見学者数が増えている。

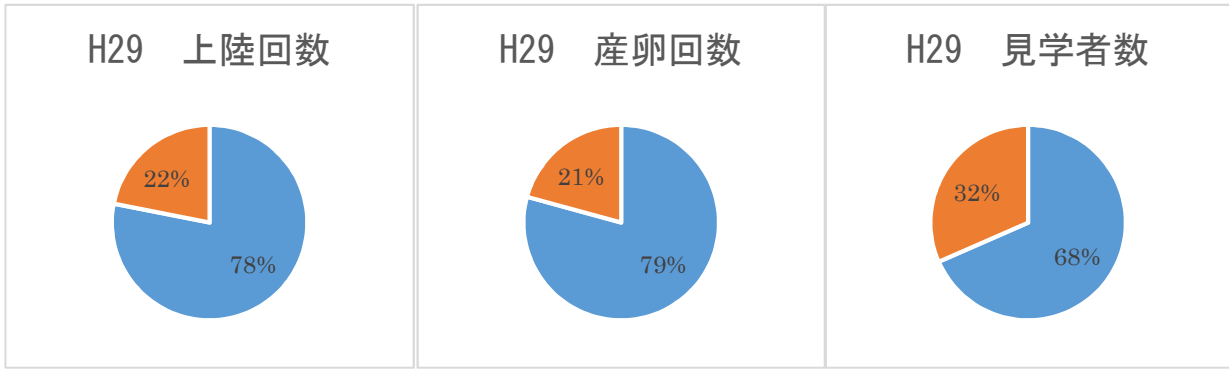
特に以前から見学者の多い、いなか浜と栗生浜の両方が増加している。

中間地区と栗生地区でのウミガメが岩場に挟まったり、漁網に絡まるなどの対応は、ウミガメ保護監視員を中心に集落の協力を得て実施した。

中間区から写真提供→

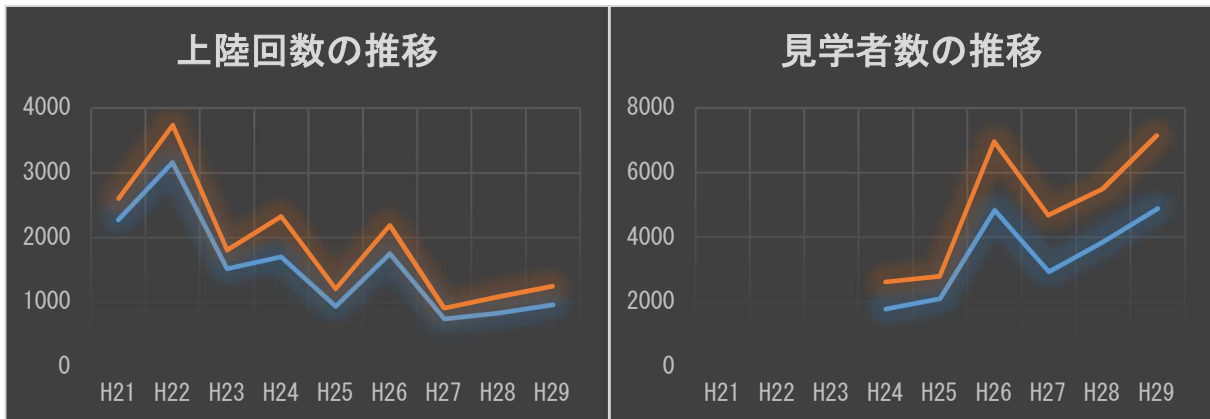


ウミガメ保護監視業務実施海岸に占める永田浜の割合



■永田浜 ■その他海岸

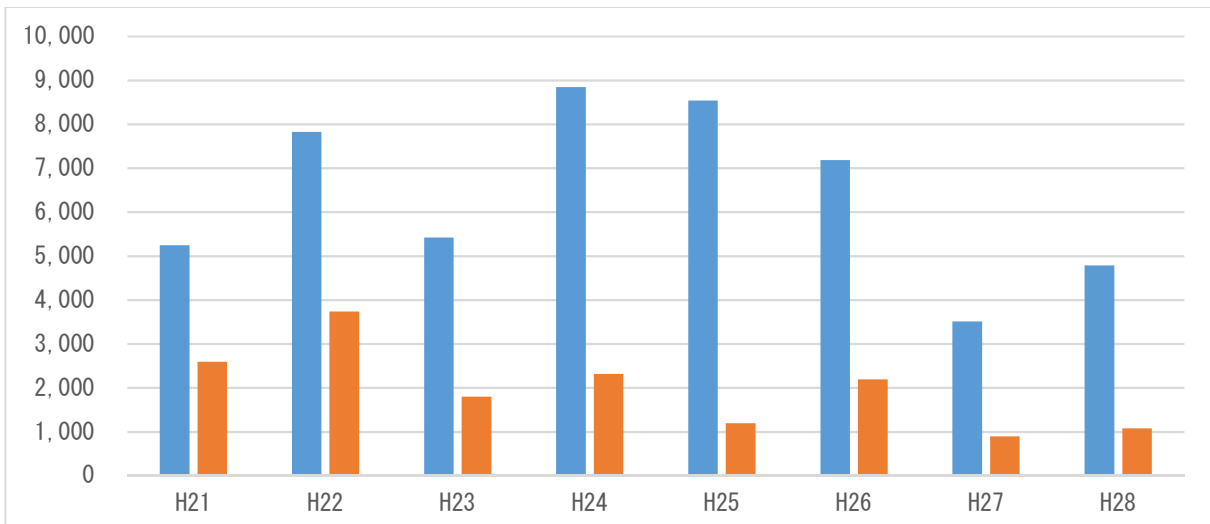
屋久島町におけるウミガメ上陸回数の推移



■永田浜 ■その他海岸

鹿児島県全体に占める屋久島の上陸回数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体	5,243 回	7,824 回	5,423 回	8,845 回	8,538 回	7,179 回	3,511 回	4,787 回
屋久島町	2,595 回	3,734 回	1,796 回	2,317 回	1,197 回	2,191 回	899 回	1,076 回
割合	49.5%	47.7%	33.1%	26.2%	14.0%	30.1%	25.6%	22.5%



■ウミガメ捕獲等許可について

鹿児島県から権限移譲を受け、鹿児島県ウミガメ保護条例に基づくウミガメ捕獲等の許可に関する事務を執っている。平成 29 年度は以下のとおり許可した。

永田浜でのウミガメ捕獲等に関する許可状況 2 件

目的	申請者	許可の内容
学術研究	東京大学海洋研究所	親ガメ：最大 100 頭 卵：最大 100 巢
	林亮太	親ガメ：最大 100 頭

永田浜を含む島内全域での許可状況 1 件

目的	申請者	許可の内容
学術研究 保護啓発	NPO 法人屋久島うみがめ館	親ガメ：最大 3,000 頭 子ガメ：最大 10,000 匹 卵：最大 1,500 巢

永田浜以外での許可状況 2 件

目的	申請者	許可の内容
保護啓発	中間ガジュマル会	卵：最大 20 巢
保護啓発	屋久島町立栗生小学校	卵：1 巢

■ウミガメ保護ルールの普及啓発について

町報やくしま 6 月号で鹿児島県ウミガメ保護条例及び永田浜・栗生浜における地域ルールを広報。

お知らせ

INFORMATION

ウミガメの保護にご協力ください

鹿児島県では、世界的に絶滅が危惧されているウミガメを守るために「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、保護に努めています。この条例では、県内全域の海岸でウミガメを傷つけたり、許可なくウミガメの卵を採取したりすることが禁止されており、これに違反すると最大で 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

本町では、ウミガメの産卵期や子ガメのふ化期に、永田、一湊、永久保、中間、栗生の各浜にそれぞれ保護監視員を配置し、観察ルールの啓発や保護、上陸・産卵回数の調査等を行っています。また、永田と栗生の浜では独自のウミガメ観察ルールを設定しており、地域の方々等が中心となって、訪れる皆様の保護意識の啓発を担っていただいています。

屋久島町全体でウミガメを保護していただくよう、浜を訪れる際はルールを守っていただくようお願いします。

ウミガメシーズンに浜を訪れる際の注意事項

～常時～

- ① 浜ではむやみに歩き回らない。
- ② ウミガメには触らない。
- ③ カメラやビデオによる撮影は控える。
- ④ 飲食物や酒類の持ち込みは控える。
- ⑤ 海岸及びその近辺での喫煙は控える。
- ⑥ ゴミは各自持ち帰る。

～夜間～

- ① 光る器具の使用は控える。
- ② 騒がない。

※ウミガメは音や光に敏感です。
ご協力をお願いします。



屋久島永田浜
ウミガメ観察ルールガイド
各浜ウミガメ観察の地域ルール普及啓発
永田の地域ルール